

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和8年度 第1回 枚方市社会福祉審議会（本審）
開 催 日 時	令和8年4月8日（水） 15時 00分から 16時 25分まで
開 催 場 所	枚方市役所 第3分館1階 第3・4集会室
出 席 者	〔対面〕 所めぐみ委員長、福間眞智子副委員長、鶴浦直子委員、海野花菜委員、 恵阪順三委員、川上雅英委員、川北典子委員、近棟健二委員、 長尾祥司委員、藤本良知委員、古満園美委員 〔Web〕 梅谷聡子委員、小林みどり委員、前田崇博委員、山田誠委員
欠 席 者	石田慎二委員、小山隆委員、佐藤嘉枝委員、橋本有理子委員
案 件 名	1. 委員長の選出について 2. 社会福祉審議会の位置づけ及び各専門分科会等の概要について 3. 各専門分科会等の委員及び臨時委員の指名について 4. 専門分科会等の決裁権限等の取扱いについて 5. 枚方市児童相談所設置基本計画について
提出された資料等の 名 称	資料1 : 枚方市社会福祉審議会の傍聴に関する取扱要領 資料2-1 : 枚方市社会福祉審議会の構成 資料2-2 : 各専門分科会等の概要 資料3 : 枚方市社会福祉審議会委員・臨時委員名簿（案） 資料4 : 枚方市児童相談所設置基本計画について
決 定 事 項	報告のみ
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公開
傍 聴 者 の 数	0名
所 管 部 署 (事 務 局)	健康福祉部 健康福祉政策課

審 議 内 容	
発言者	発言の要旨
事務局	<p>皆様こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから令和8年度第1回枚方市社会福祉審議会を開催いたします。</p> <p>本市では、社会福祉法第7条の規定により、社会福祉に関する事項を調査審議するための審議会として、枚方市社会福祉審議会を設置しております。</p> <p>本日は、令和8年度における第1回目の審議会であり、また、委員改選後の初めての審議となります。</p> <p>この後、委員長の選出などの案件を予定しておりますので、皆様方どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは開催にあたりまして、枚方市長の伏見隆よりご挨拶申し上げます。</p>
市長	<p style="text-align: center;">【市長 挨拶】</p>
事務局	<p>それでは、本日ご出席の委員のご紹介をさせていただきます。 なお、ご紹介にあたりましては、50音順とさせていただきます。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">【委員紹介】</p>
事務局	<p>続きまして、市側の出席者の紹介をさせていただきます。 なお、紹介は機構順役職順とさせていただきます。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">【事務局職員紹介】</p>
事務局	<p>委員長が選出されるまでの間につきましては、引き続き事務局で議事進行いたしますので、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>本日の審議会の委員の出席状況について報告いたします。ただいまの出席委員は15名です。</p> <p>委員定数19名のうち、2分の1以上の出席をいただいておりますので、枚方市社会福祉審議会条例第7条第3項の規定により、審議会は成立していることをご報告いたします。</p>
事務局	<p>案件1、委員長の選出についてです。</p> <p>社会福祉法第10条の規定により、委員の互選により委員長を1名置</p>

	<p>くこととなっております。</p> <p>委員の皆様のご承諾が得られれば、事務局にて案をお示ししたいと思いますが、ご異議等ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>【異議なし】</p>
事務局	<p>それでは事務局の案をお示しいたします。委員長には、前期までの委員長を務めていただきました、所委員にお願いしたいと思いますが、ご異議等ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>【異議なし】</p>
事務局	<p>ありがとうございます。それではご異議なしということでしたので、所委員に委員長をお引き受けいただきたいと思います。所委員、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、所委員長から一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
委員長	<p>【ご挨拶】</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、市長はこの後、別の公務がございますので、ここで退席させていただきます。</p> <p>以降の議事進行は、所委員長にお願いしたいと思います。</p>
委員長	<p>はい。まず案件に入る前に本審議会の公開・非公開について確認をさせていただきます。</p> <p>枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定に基づきまして、本会議の公開・非公開の取り扱いについて、皆様にお諮りしたいと思います。</p> <p>枚方市社会福祉審議会条例第8条第1項では、審議会の会議は公開とするとされています。</p> <p>ただし、第1項第1号及び第2号に該当する場合は非公開とできるとしています。</p> <p>本日の審議会の案件はいずれにも該当しないことから、公開とさせていただきます。</p> <p>また、会議の傍聴に当たりましては、本日、お配りされております資料1の枚方市社会福祉審議会の傍聴に関する取扱要領の通りとしたいと思います。</p> <p>また、会議録につきましては、審議内容を把握することが目的でありますので、発言者は委員長もしくは委員という記述にしたいと思いますが、委員の皆様、ご異議ございませんでしょうか。</p>

委員	【異議なし】
委員長	<p>異議なしということで、本審議会は公開とさせていただき、会議録についても公開とし、発言者は委員長、委員といった記述で作成をお願いいたします。</p> <p>次に、本日の傍聴者について、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事務局	本日傍聴者はありません。
委員長	<p>続きまして、案件に入る前に、副委員長の指名について、皆様にご提案させていただき、ご承諾いただければと思います。</p> <p>社会福祉法及び枚方市社会福祉審議会条例に、本審議会における副委員長の指名に関する記載はございませんが、枚方市社会福祉委員会規則第4条において、この規則に定めるものの他、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるとされています。</p> <p>本日審議会の運営に必要な事項として、副委員長を指名させていただきたいと思います。</p> <p>委員の皆様のご異議がなければ、私の方から指名させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	【異議なし】
委員長	<p>異議なしということで、副委員長は、枚方市民生委員児童委員協議会会長の福間委員に、お願いしたいと思います。</p> <p>それでは福間委員、副委員長席にお移りいただければと思います。</p>
副委員長	はい。
委員長	福間副委員長からも一言ご挨拶をお願いいたします。
副委員長	【ご挨拶】
委員長	<p>副委員長ありがとうございました。</p> <p>それでは、案件に進ませていただきます。</p> <p>案件2「社会福祉審議会の位置づけ及び各専門分科会等の概要について」事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局	【案件2事務局説明（資料2-1、2-2）】
委員長	ありがとうございました。 委員の皆様から何かご質問、ご意見ございますか。
委員	【意見等なし】
委員長	ご質問がないようですので、次の案件に移ります。 案件3「各専門分科会等の委員及び臨時委員の指名について」事務局より説明をお願いします。
事務局	枚方市社会福祉審議会条例第10条の規定により、専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は委員長が指名するとなっておりますので、ご指名のほど、委員長にお願いいたします。
委員長	私としましては、事務局案があれば示していただきたいです。
事務局	事務局案をお示しする前に、社会福祉審議会の委員と臨時委員の違いについてご説明させていただきます。 まず、いずれの委員につきましても、社会福祉法の規定により、枚方市長からの委嘱をお受けいただくこととなります。 社会福祉審議会の委員数は、枚方市社会福祉審議会条例第4条の規定により、19人以内となっております、本日お越しいただいております皆様が委員として委嘱されておられます。 臨時委員につきましても、社会福祉法第9条第1項において、特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、社会福祉審議会に臨時委員を置くことができると規定されております。 本市におきましては特別の事項を調査審議するため、各専門の分科会を設置しておりますことから、その分科会の委員のうち、本審の委員でない方を臨時委員として委嘱させていただき、ご審議いただくこととしているものでございます。 なお、民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令第2条第1項により、中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会の委員のうちから、委員長が指名することとなっております。 民生委員審査専門分科会委員につきましても、全員が社会福祉審議会委員ということになっておりますことを申し添えます。
事務局	改めまして、案件3「各専門分科会等の委員及び臨時委員の指名について」事務局で作成しました案を説明させていただきます。

事務局	【資料3 事務局説明】
委員長	案件3につきましては今お示しいただきました事務局案で決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	【意見等なし】
委員長	意見なしということで、事務局案の通り、各分科会等の委員を指名いたします。 それでは次の案件に移ります。案件4「専門分科会等の決裁権限等の取り扱いについて」事務局より説明をお願いします。
事務局	【案件4 事務局説明】
委員長	専門分科会や審査部会につきましては、それぞれの審議事項、審議の頻度等により、その結果につきましては各分野の専門性や即時性が求められると思います。各分科会や審査部会の運用についてはそれぞれの専門分科会や審査部会において、ご審議をしていただければと考えております。 また、専門分科会の運営においても、皆様からご意見がなければ、条例規則に定めるものの他につきましては、それぞれの専門分科会、審査部会で決めていただくということでよろしいでしょうか。
委員	【異議なし】
委員長	続きまして案件5「枚方市児童相談所設置基本計画について」事務局より説明をお願いします。
事務局	【資料5 事務局説明】
委員長	ご説明ありがとうございました。 事務局からの説明につきまして、皆様からご質問等ございますか。
委員	過去に親御さんに障害があり、相談の中から子ども家庭センターと一緒にお子さんを保護したケースに関わったことがあります。お子さんに障害がある場合の対応は、どのように考えておられるか少し伺いたいです。
事務局	ご質問ありがとうございます。障害児の養育支援に関しましては、子

	<p>ども発達支援センターで行っておりますが、実際にその家庭で障害児が育てられないというような事情があった場合には、児童相談所が設置されましたら、児童相談所で一時保護や、措置、里親委託というような対応をしていきたいと思っております。</p>
委員	<p>健全者、障害者関係なく、そのような対応をしていただくという理解でいいですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>地域から離れたところで支援をするということは、本人にとっても良いことだと思えません。児童相談所ができ、地域で支援されることに取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>これは意見なのですが、昨年、親御さんが障害者でお子さんが保護されているケースで、親御さんは家庭復帰を願っていたが大阪府は難しいという判断をされており、大阪府の定期訪問の際に立ち会って欲しいという相談があり、実際に立ち会うことにしました。その前に枚方市にも経過を聞いておこうと思い問い合わせをしましたが、両親の了解を取っていることを伝えても、情報は教えられないということで断られ、最終的に大阪府の子ども家庭センターから全て情報をいただいたということがありました。子どもの問題は非常にデリケートなことではありますが、地域の支援の中で色々な機関があるので、情報共有の仕組みをしっかりと示していただきたいと思います。</p>
委員長	<p>ご意見ということですが、事務局お願いします。</p>
事務局	<p>枚方市では子どもの育ち見守り連携会議（要保護児童対策地域協議会）があります。その中で、要支援児童や要保護児童であれば、ご両親のご了解のもとで集まった情報については、お伝えできると考えております。</p>
委員	<p>私、障害者の基幹相談支援センターをしていますが、対象者にとって必要であればその機関に参加させていただくとか、情報提供いただくことを仕組化して示していただきたいと思います、普段から感じています。</p>
委員長	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>地域資源の活用について、支援していくうえで必要な共有についても、プライバシーを守りながらになりますが、課題に気が付いていて</p>

	<p>も動きにくいことや、気が付いていても仕組みになっていないこともあります。委員の皆様も案件の児童分野について、それぞれのお立場で関わってきていらっしゃると思います。知識や経験を出しながら、具体的な仕組みを枚方モデルにするような形で進めていただきたいと思います。</p> <p>私からも質問させていただきます。</p> <p>市政運営方針でも、ご説明があったところですが、この計画が実現されていくことに期待しています。</p> <p>私も大学では人材育成という点で、研修や学びに関わっていますが、必要な人材の確保と育成が難しいと感じております。</p> <p>これは福祉関係だけではなく行政や民間も同じだと思いますが、何か具体的に取り組んでいることがありましたら、ご紹介をいただきたいです。</p> <p>事務局</p> <p>人材の確保・育成につきましては、我々も大きな課題だという認識を持ち、令和7年度から人材確保に向けて動き出しております。</p> <p>具体的には、福祉系の大学、専門学校へのリクルート活動を行い、令和8年度からは、新たに福祉職を目指す大学生の実習を受け入れていきたいと考えております。</p> <p>また、新たに人材確保を目的として、専門職を目指す方のセミナーを年数回行います。</p> <p>育成につきましては、令和8年4月から大阪府の児童相談所へ職員を派遣しながら、必要な知識、スキルを継続して身につけていこうと考えております。</p> <p>当然、庁内職員についても研修を行い、児童相談所に必要な職員育成に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>委員長</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>皆様にも、どのように取り組まれているか共有していただけたらと思います。ご質問させていただきました。</p> <p>その他、ご質問等いかがでしょうか。</p> <p>委員</p> <p>虐待対応で教えていただきたいことがあります。</p> <p>大阪府中央子ども家庭センターが緊急性の高い場合や、虐待の程度が重いケースに対応している。枚方市のまるっとこどもセンターはリスクレベルが低いケースに対応するという事になっています。5ページの件数を見ると、大阪府中央子ども家庭センターの件数が、令和6年が3,622件。そのうち枚方市分が959件ということですが、緊急性の高さや、虐待の程度が重い軽いというのは、変更が起こると思いますが、連</p>
--	--

事務局	<p>携は十分とれているのか教えていただきたいです。</p> <p>中央子ども家庭センターにつきましては北河内地域7市を担当しております、その7市を合計したのが青い折れ線グラフになっております。その7市のうちの枚方市分が959件でして、委員お示しの通り、通告者は重度軽度関係なく、中央子ども家庭センターやまるっとこどもセンターに通告することとなっておりますので、虐待の程度等により、どちらが担当するか調整をしています。</p> <p>本市に児童相談所が設置されましたら、まるっとこどもセンターと児童相談所の中で、合同の緊急受理会議や援助方針会議をしていくということになっております。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。他にご意見ありましたら、お願いします。</p>
委員	<p>質問が2点あります。</p> <p>今回児童相談所は綿密な計画を作られて素晴らしいことだと思います。1点目は児童養護施設のお話がありましたが、乳児院も併設されるような計画を耳にしました。現在、乳児院はどうなったのでしょうか。</p> <p>2点目は4ページの、パブリックコメントの実施について記載がありますが、パブリックコメントはどのようなご意見がありましたか。また施設建設に向け地域住民と軋轢が生じることがありますが、地域住民の生の声はいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>まず1点目の児童養護施設クジラハウスの件ですが、乳児院につきましては枚方市が児童相談所を設置しましたら、開設するという事になっており、それまでは乳児院の小規模グループケアとして、活用していくことで把握しております。</p> <p>2点目のパブリックコメントのご意見としては、「虐待防止のためのポスターを駅やスーパーに貼ることで広く市民の方に知ってもらい、啓発することが大切ではないか」「安心して相談できるような施設にするために、職員の研修や、専門職員を置いて欲しい」等、温かいご意見をいただいております。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、他にご意見等がなければ、本日予定している案件は以上となります。</p> <p>先ほど案件4で各専門分科会や審査部会は、皆様のご専門性・ご経験を生かしていただき、ご審議・ご議論いただくこととなります。本審はどうか前期でも議論がなされたと記憶しています。分科会等で審議</p>

	<p>された内容について基本は事務局から説明や報告を受けたりするかと思いますが、ぜひ分科会所属の委員の皆様からも審議の様子をお話いただいたりしたいと考えています。今日は児童相談所にかかる案件がありました。これは児童だけの問題ではございません。それぞれの皆様の視点や関わりのあるところから、是非ご意見をいただければと思います。</p> <p>ほとんどの場合は事務局からご説明、ご回答をいただく形で進行しておりますが、意見についてはしっかりお伝えいただいたうえで、ご回答いただいたり、ご回答しきれないことについては場合によっては継続的にご議論いただいたり、変更をしていただくなりしていただきたいと思っております。</p> <p>これは私1人で、できることではありませんので、委員の皆様と協力して、枚方市民が安心して暮らしていけるように進めさせていただければと思っております。</p> <p>最後に事務局より事務連絡などがあればお願いします。</p> <p>本日はご審議ありがとうございました。</p> <p>それぞれの専門分科会、審査部会でご審議いただく委員、臨時委員も決まりましたので、順次、開催されることとなります。各専門分科会や審査部会におかれましては、それぞれの審議事項につきまして、進めていただきますようお願いいたします。</p> <p>また、本審議会の次回開催は、令和8年度末ごろを予定しております。事務局からの連絡事項は以上でございます。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
事務局	
委員長	<p>はい。それではこれを持ちまして、令和8年度第1回社会福祉委員会を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。</p> <p>ありがとうございました。</p>